

令和6年度 第2回 保倉区地域協議会

次 第

日時：令和6年6月21日（金）午後6時～

会場：保倉地区公民館 研修室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

【自主的な審議】

- ・ 自主的審議の進め方について

- ・ 地域の活性化につながる取組について

4 その他

- ・ 次回地域協議会

令和 年 月 日（ ）午後6時～ 保倉地区公民館

5 閉 会

第4期保倉区地域協議会 取組概要

1 活動概要

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
地域協議会の開催状況	7回	7回	9回	4回	27回
地域との意見交換会	1回	2回	1回	-	4回
地域協議会だよりの発行	3回	3回	3回	3回	12回
委員研修会	-	1回	-	-	1回

- ・令和2～4年は「地域活動支援事業の採択について」の協議がメインであった
- ・コロナの影響で研修会等の活動は控えられていた

2 委員研修会

開催日	令和3年9月30日
演題	保倉まちづくり振興会の活動について
内容	保倉まちづくり振興会の活動について学び、意見交換を行うことで、課題を共有し、自主的審議事項のテーマを検討する際の参考としたもの

3 地域との意見交換

開催日	内容
令和3年3月18日	地域活動支援事業説明会 地域の皆さんへ地域活動支援事業の概要説明及び事例発表を行い、事業提案に係る個別相談等を実施
令和3年8月19日	保倉地区町内会長連絡協議会との意見交換 保倉地区町内会長協議会代表者と地域の課題について意見交換 主な内容：・保倉地区定住化について ・登下校の安全について ・福祉車両の活用について
令和4年3月17日	地域活動支援事業説明会 地域の皆さんへ地域活動支援事業の概要説明及び事例発表を行い、事業提案に係る個別相談等を実施
令和4年11月16日	保倉地区町内会長連絡協議会との意見交換 保倉地区町内会長協議会代表者と地域の課題について意見交換 主な内容：・空き家・空き地対策 ・保倉地区定住化について ・少子高齢化対策について ・公民館について ・地域のイベントについて ・地域独自の予算について

4 諮問・答申

- ・市長が政策判断の参考とするため、地域協議会へ意見を求めたもの
<令和4年度>

諮問内容	新市建設計画の変更について
諮問事項	新市建設計画に登載した事業で、令和5年度以降に合併特例債の活用が見込まれるものがあることを受け、新市建設計画の変更を行うに当たり、「新市建設計画の変更案」を別紙（資料省略）のとおりにすることについて、 <u>保倉区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの。</u>
答申	「地域住民の生活に支障がない」として答申（附帯意見なし）

5 自主的審議事項

- 第4期においては自主的審議はなし
(参考) 過去の自主的審議事項 ●地域の安全安心について

審議期間	平成30年12月10日～令和2年8月21日
内容	保倉区の現状を踏まえ、地域の安全・安心を推進するため、火災における緊急時の対応、大雨による水害などの災害対策のほか、地域の子どもや高齢者に向けての防犯対策等について検討したもの

6 地域活性化の方向性

- ・地域協議会が、地域の活力向上に向けた議論を進めるうえで、特に重視したいこと、大切にしたいことを「地域活性化の方向性」として作成（令和5年11月2日）

<キャッチフレーズ>

保倉区の豊かな自然、盛んな農業、地理的優位性と地域の伝統文化をいかして、誰にとっても暮らしやすく、人々が集う、まちづくりを推進します。

<構成要素>

- ・自然、農業を活かした魅力の向上（豊かな自然、農業体験など）
- ・伝統文化の継承・活用
- ・安全・安心なまちづくりの推進（防犯・防災）
- ・地域コミュニティの活性化（保倉地区体育大会等の各種イベント）
- ・移住者の増加に向けた取組（地域の魅力を情報発信）

自主的審議の進め方について

自主的審議とは（上越市地域協議会委員の手引き P8、9 参照）

- ・ 地域住民としての観点から地域の課題や地域の活性化などについて話し合うもの
- ・ 話し合った結果は
 - 〔 地域内での解決に向け区内で活動している団体に協力・連携を求める
⇒地域協議会が調整役となり、課題解決に寄与（「地域独自予算事業」を活用した取組を展開することも可能）
市長に意見書を提出し、市政での実現を求める

地域協議会がテーマを設定して審議を行う場合、自主的審議事項の提案にあたっての手続きについては、次のとおり取り扱うものとします。

1 審議事項の提案者

- 地域協議会委員
- まちづくりセンター（区内の住民から直接要望・相談があった場合に限る）

2 手続

- 自主的審議を希望する委員は、「〇〇区地域協議会自主的審議に係る提案書（委員用）」に必要事項を記入の上、まちづくりセンターへ提出する。
- 上記の提出期限は、地域協議会開催予定日の14日前までとする。
- 区内の住民からまちづくりセンターに直接要望等があった場合は、センターで「提案書（センター用）」に必要事項を記入する。
- 提案書は、センターで全体を取りまとめた上で、会長に届出を行う。

【補足説明】

- ① 提案書の作成等について
 - ・ 委員から提案書の提出があった際は、提案の趣旨などをセンターで確認し、内容を整理します。（必要な場合は、提案書の作成をサポートします。）
- ② 提案書の提出期限について
 - ・ 提案書の提出期限については、提案書の調整・事前送付や、提案内容に関係する担当課との連絡調整（会議の出席要請、資料作成等）に一定の期間が必要なため、地域協議会開催予定日の14日前までとします。
- ③ 会議当日の届出の対応について
 - ・ 上記の提出期限後会議当日までの間に届出（提案書の提出）された場合や、会議当日の提案については、準備の都合上、審議の可否の決定や具体的な審議は、次の会議以降になる場合があります。
 - ・ 但し、区域内の案件で緊急性が高く、速やかに審議を行う必要があると認められる場合は、提案書の提出期限に関わらず、可能な限り直近に開催される地域協議会に諮れるよう対応します。その際、届出事項の緊急性は、提案書受付後、会長に判断していただきます。

3 審議の可否の判断

- 届出のあった事項については、提案書の提出後、最初に開催される地域協議会において審議の可否の判断を行う。
- 自主審議を行う事項が多数ある場合は、あわせて審議の優先順位についても話し合い、決定する。

【補足説明】

- 審議の可否の決定方法は、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第3項に基づき、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は議長である会長が決定します。

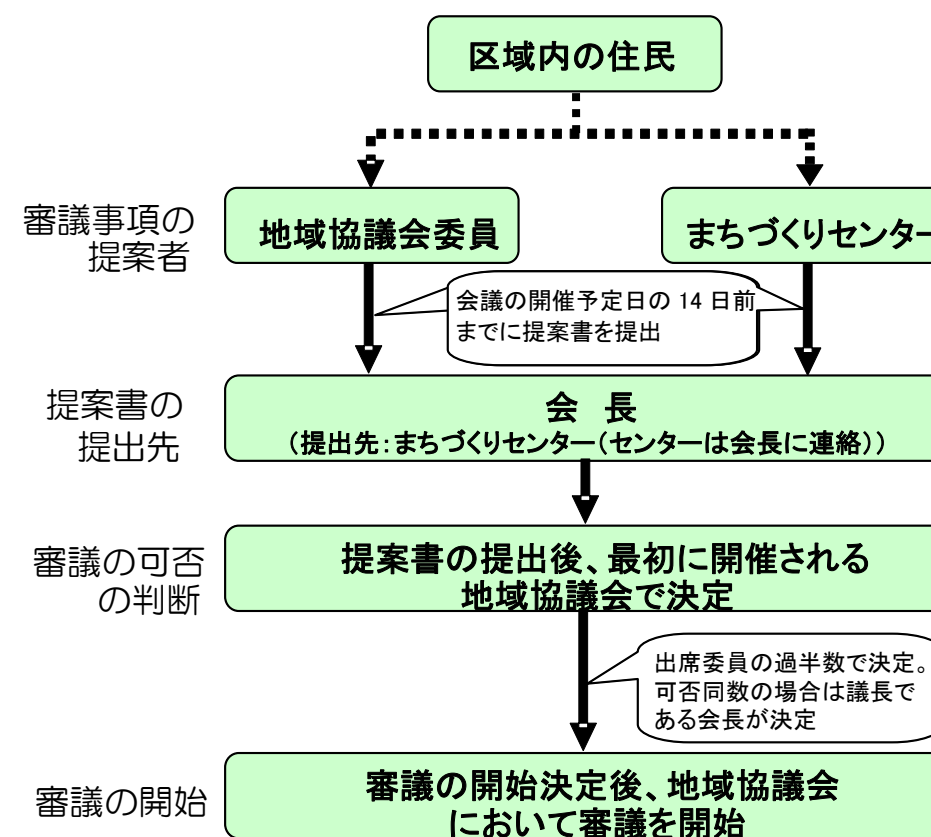
4 審議の開始時期

- 審議の開始が決定した自主的審議事項は、原則、その決定を行った会議から審議を行う。

【補足説明】

- 案件によっては審議に必要な資料の準備の関係上、本格的な審議は次回以降となる場合があります。

【自主的審議事項の届出・審議等に係る具体的な手順（フロー図）】



〇〇区地域協議会自主的審議に係る提案書

〇〇区地域協議会
会 長 〇〇 〇〇 様

提案者名 _____

下記事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項の規定に基づき、審議するよう提案します。

記

審議する事項	
内 容 ※下記を参考に可能な範囲でご記入ください。 ・提案理由 ・課題の背景 ・課題の現状 ・今後の見通し ・地域、住民への影響 ・課題が生じている場所 ・期待する効果 等	

※本提案書は、審議の開始を希望する地域協議会開催予定日の14日前までにまちづくりセンターに提出してください。なお、緊急を要する事項の場合は、センターにご相談ください。

各地域協議会で現在審議中の自主的審議事項テーマ一覧 (R6. 3. 28現在)

No.	地域協議会	審議事項	審議開始日	概要 ※審議開始時のもの
1	新道区	水害対策について	R5. 9. 26	新道区では大雨などの際、主に鴨島において度々冠水被害が発生しており、過去には住居浸水に見舞われたことも少なくない。地域全体が河川沿いに位置しており、鴨島に限らず地域の重要課題として水害対策について検討するもの。
2	春日区	春日山城跡の観光振興策について [観光分科会]	R3. 11. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定の史跡である春日山城跡は、日本百名城にも数えられ、県内外から観光客が訪れる当市有数の観光スポットであるが、観光地として十分に活用されているのか疑問がある。 ・また、史跡の保存や整備については、地域の団体の力に頼るところが大きく、市の姿勢が消極的ではないかと感じられる。 ・このような状況を踏まえ、春日山城跡の「観光地としての魅力向上」や「市民を巻き込んだ環境整美」などにより、春日山城跡の観光振興策について検討するもの。
3	諏訪区	二貫寺の森の活用について	R3. 4. 28	<p>多くの自然が残る二貫寺の森は地域の貴重な財産でありながら、施設全体を見れば、草木が繁茂し十分な維持管理が行われていないことや、広く市民に認知されていない現状がある。</p> <p>このような状況を踏まえ、二貫寺の森が「市民の森」として一層利用され、地域の活力向上に資する施設となることを目指し、二貫寺の森の活用方策について検討するもの。</p>
4	直江津区	直江津まちづくり構想について	H25. 2. 14	直江津のまちづくりについて、駅前ににぎわい創出、駅前と商店街の活性化、朝市や歴史的建造物の観光PR、駐車場不足の問題、地域に暮らす人々の生活面の充実など、直江津が抱える様々な課題を総合的に検討するもの。
5		地域ぐるみの防災活動の推進について	R5. 10. 10	直江津区は津波や水害等のリスクが高い地域であることから、地域防災力の維持・向上のために実効性のある自主防災組織の再構築に向けて協議・検討するもの。

各地域協議会で現在審議中の自主的審議事項テーマ一覧（R6. 3. 28現在）

No.	地域協議会	審議事項	審議開始日	概要 ※審議開始時のもの
6	八千浦区	保倉川放水路と八千浦区のまちづくりについて	R4. 3. 22	保倉川放水路の建設は地域住民の生活等に大きな影響を与えるものであるが、八千浦区のまちづくりを再考する機会と捉え、若い世代が集まって来るような新しいまちづくりについて検討するもの。
7		海岸線の安全・安心について	R4. 3. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・直江津港港湾区域の交通規制や道路の管理の在り方について、直江津港を利用する釣り人や地域住民の安全・安心の観点から、検討するもの。 ・海岸のごみは、住民でゴミ拾いを行っているが、地区外の来訪者が出すごみや漂着ごみも多く、対応が追い付かない状態にある。海岸美化のために、地域住民やボランティア団体、来訪者が一緒にゴミ拾いをするような仕組み等を検討するもの。 ・季節風のため道路に砂が堆積し、そこから草が生えて道幅が狭くなる。定期的な砂の除去等について、安全確保の観点から検討するもの。
8	谷浜・桑取区	来訪者を受け入れるための地域づくりについて	R5. 8. 2	多くの方から訪れて頂ける地域となるため、谷浜・桑取区の認知度等を把握することを目的とした来訪者アンケートを実施する。アンケート実施に向けて、項目の検討や関係団体との協議を行うもの。
9	安塚区	住みやすい安塚の在り方について	R3. 12. 21	<p>人口減少・少子高齢化が進行する中で「住みやすい安塚」を実現するため、区内の各種団体や地域住民等との意見交換を行う。</p> <p>意見交換をとおして、現在安塚区が抱える課題を再確認するとともにその改善策を検討し、住みやすい安塚の在り方についての方針を策定するもの。</p>
10	牧区	あらゆる人が安全・安心に住み続けたい「牧づくり」について	R3. 9. 7	子育て世代の保護者との意見交換をとおして、区内で生活するなかで、具体的な課題が挙げられた。それらを踏まえ、今後、子育て世代に留まらず、地域に寄り添い、牧区内で暮らすあらゆる人が安全・安心に住み続けたいと思える「牧づくり」について検討するもの。

各地域協議会で現在審議中の自主的審議事項テーマ一覧（R6. 3. 28現在）

No.	地域協議会	審議事項	審議開始日	概要 ※審議開始時のもの
11	柿崎区	柿崎区保育園にかかる課題と今後について	H26. 11. 26	柿崎区内の保育園4施設について、それぞれ老朽化が進んでいることに加え、未満児の受け入れの有無や延長保育の時間帯が異なる等サービスに差が生じているほか、津波に対する防災面の課題がある。これらの課題と、少子化に伴う将来的な園児数の減少が見込まれることから、柿崎区の保育園が今後どうあるべきかを検討するもの。
12		柿崎区内の公共交通の在り方について	R2. 10. 28	柿崎区内でバス路線の廃止が検討されている地域があるため、今後の公共交通の在り方について検討するもの。
13		柿崎区の空き家対策について	R2. 10. 29	柿崎区内の空き家の現状を調査し、地域活性化のための空き家の活用法について検討するもの。
14	大潟区	大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館の利活用促進について	R3. 6. 10	大潟区の観光、地域振興の中核的施設かつ、鵜の浜温泉のランドマークでもある大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館は、地域住民の健康増進及び地域コミュニティ活性化に欠かせない施設である。地域活性化のために、運営上の課題研究、その改善と、さらなる利活用の方策について検討し、利用者の増加と、施設運営に係る公費負担額削減を図るもの。
15		大潟野外活動施設の今後の活用について	R5. 6. 22	大潟区の観光・教育の主要施設としての役割を担ってきた大潟野外活動施設は、開設後約40年経過し遊具の老朽化が進んでいる。 また、当該施設は第4次上越市公の施設の適正配置計画において、貸付又は譲渡の方向性が示されていることも踏まえ、今後の活用について検討するもの。

各地域協議会で現在審議中の自主的審議事項テーマ一覧（R6. 3. 28現在）

No.	地域協議会	審議事項	審議開始日	概要 ※審議開始時のもの
16	吉川区	公民館を含む地域活動の促進と施設の有効活用について	R2. 12. 17	吉川区では市町村合併後、7つの地域づくり会議を組織し公民館活動を担ってきたが、人口減少・少子高齢化に伴い年々活動が衰退し、地域の絆が希薄となり元気がなくなってきている。 この状況下で公民館分館が、公の施設の適正配置計画案では貸付の方針が打ち出された。施設は、閉校した学校を利用し、地域の核として長年、地域の人たちが集い、交流を深め、活動してきた施設である。 そこで、各地域の皆さんと意見交換等を行い、これからの公民館を含む地域活動の促進及び施設の有効な利活用を検討するもの。
17		株式会社 よしかわ杜氏の郷 民営化について	R4. 4. 28	・「株式会社 よしかわ杜氏の郷」は、吉川の酒造の文化と歴史の伝承・地域農業の発展・農業所得の向上を目的に、旧吉川町時代に設立されたものであり、現在も地域活性化の要として重要な存在となっている。 ・今般、市が「株式会社 よしかわ杜氏の郷」の経営状況の悪化による民営化の方針と譲渡先の公募の意向を示したが、当該会社及び施設が、引き続き、設立の歴史や地域とのつながりを大事にし、地域活性化を担う存在となるよう、意見交換を行うとともに施設を中心とした活性化について検討するもの。
18		尾神岳周辺の観光振興と道の駅よしかわ杜氏の郷の活性化について	R6. 2. 15	・吉川区では、尾神岳、道の駅よしかわ杜氏の郷を観光スポットとして位置付け、旧吉川町時代から観光振興策を進め、合併後においても、市による施設の運営や維持、地元観光協会による観光振興を進めてきた。 ・地域協議会が実施した住民アンケートにおいても、吉川で自慢できるものとして、尾神岳と道の駅は、各々多くの票を集めた。地域協議会では、尾神岳と道の駅を地域振興の鍵として位置付け、活性化策について検討することとした。
19		若者の移住定住につながる魅力的な子育て支援策について	R6. 2. 15	上越市内では、生活習慣や就労、社会環境などの変化に伴い、少子高齢化とともに人口減少が進んでいるが、特に吉川区においてはその状況が顕著であり、このまま放置すれば、産業はもとより、地域活動の維持も困難となり、地域・故郷の消滅が危惧される。 地域協議会内に若者移住定住部会を設置し、これまで調査や意見交換を行ってきた内容を基に、将来の担い手・人材確保の観点から、青年層の定住・移住希望者へのアピール度が高いと思われる支援策、特に子育て支援策について検討するもの。
20		高齢者に配慮した移動手段（交通手段）の確保について	R6. 2. 15	吉川区では、運転免許を返納するなど自家用車を持たない高齢者が増える一方、医療機関や行政機関、商業施設等が市街地に集中する中、医療、福祉、行政手続きや購買などに関する日常生活が困難となり、高齢者の暮らしを取り巻く生活環境が厳しさを増してきている今、有効な移動手段の確保が喫緊の課題となっている。 市では上越市公共交通計画に基づき路線バスやタクシーの運行を実施されているが、吉川区においても路線バスの運行計画見直しが予定されていることから、高齢者の日常生活環境の視点を考慮した移動手段（交通手段）の確保につき検討を行うもの。

各地域協議会で現在審議中の自主的審議事項テーマ一覧（R6. 3. 28現在）

No.	地域協議会	審議事項	審議開始日	概要 ※審議開始時のもの
21	中郷区	中郷区型コミュニティバスのあるべき姿について	R4. 7. 26	今年6月に中郷区在住の中学生を除く15歳以上全員を対象にアンケート調査を実施し、対象者約3,100人に対し、2,029件（約65.4%）の回答を得た。 また、現行の路線バス（乗合タクシー）の廃止が懸念される中、アンケートに寄せられた公共交通の充実や高齢者・子どもの居場所づくり、登下校の安全対策などへの取組を望む回答への対応として、中郷区におけるコミュニティバスのあるべき姿について検討するもの。
22	板倉区	板倉区の各種団体が連携した地域活性化について	R3. 12. 21	板倉区が特色ある地域活性化をすすめる上で、各種団体がどう連携したらよいか検討するもの。
23	清里区	坊ヶ池周辺の資源（自然や施設）を活用した地域の活性化	R5. 9. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・清里区の象徴である坊ヶ池の周辺には、自然豊かな「坊ヶ池湖畔公園」、県内最大の望遠鏡を備え、デジタル投影のプラネタリウムを鑑賞できる「上越清里星のふるさと館」、交流の場として農業団体が活用している「ビュー京ヶ岳」があり、様々な取組により、市内外から多様な来訪者を呼び込んでいる。 ・それぞれの取組は、地域住民が様々な形で関わり、雇用はもちろん、地産地消、農福連携、教育への貢献など、地域振興が図られ、地域愛も醸成されている。 ・地域協議会として、坊ヶ池周辺の資源（自然や施設）を活用した活性化の取組を考えることが将来にわたる清里区の活性化につながるものと考え、自主的審議として検討することとする。
24		子育て世帯、高齢者世帯が安全で安心して暮らせる環境の整備	R5. 9. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯は、核家族化と両親共働きといった世帯が多く、保護者等が就労等により不在となる時間帯においては、児童は一日の授業終了後、市が開設する放課後児童クラブに通い、未就学児は延長保育等の制度を利用している。 ・しかしながら、発熱や風邪等の症状がある児童及び未就学児にあつては、放課後児童クラブや延長保育等の制度が利用できない状況にあり、保護者等が一定期間面倒を見ることにより、様々な面において過度の負担となっている。 ・高齢者世帯では、夫婦のみや一人暮らしといった世帯が増加傾向にあり、特に冬期間における玄関や市道までの私道の除雪等が困難な状況にある。 ・このことから、地域協議会では、子育て世帯における病児の育児にかかる保護者の負担を軽減する仕組みの検討と、高齢者世帯における冬期間の生活道路等の確保対策を考えることにより、安全で安心して暮らせる地域にしたいと考え、自主的審議として検討することとする。

各地域協議会で現在審議中の自主的審議事項テーマ一覧（R6. 3. 28現在）

No.	地域協議会	審議事項	審議開始日	概要 ※審議開始時のもの
25	名立区	ろばた館の利活用について	R5. 6. 29	市から、令和7年3月31日を目途にろばた館の温浴と市営としての食堂機能を廃止する方向で検討を進める方針が示された。 これを受けて、機能廃止後を見据えた名立区の地域振興に資するろばた館の利活用方法を検討するもの。

保倉区における「地域活性化の方向性」

《保倉区の地域活性化に向けて》

保倉区の豊かな自然、盛んな農業、地理的優位性と地域の伝統文化をいかして、
誰にとっても暮らしやすく、人々が集う、まちづくりを推進します。

○構成要素

・ 自然、農業を活かした魅力の向上（豊かな自然、農業体験など）

・ 伝統文化の継承・活用

・ 安全・安心なまちづくりの推進（防犯・防災）

・ 地域コミュニティの活性化（保倉地区体育大会等の各種イベント）

・ 移住者の増加に向けた取組（地域の魅力を情報発信）

＼もっとこうして地域を良くしたい！

地域独自の予算事業を活用して
皆さんの地域への思いを
かたちにしませんか



地域独自の予算事業の提案を受け付けています ～まずはお気軽にご相談ください～

提案できる団体

○市内で活動する団体及び法人
政治活動や宗教活動を目的とする団体等
は含みません

○地域協議会



補助率の上限

補助対象経費の

10分の7 を支援します
(金額の上限なし)

※R元～4年度に地域活動支援事業を活用してきた取組を継続する場合、経過措置として、R7年度の補助率の上限は10分の9になります

対象となる公益性のある取組

①地域の資源を活用した取組

例えば、特産品開発、販売促進、就業促進、交流人口増など

②地域の暮らしやすさにつながる取組

例えば、生活支援、郷土愛の醸成、人材育成など

※以下に該当する取組や経費は対象となりません。詳しくはお問い合わせください

- ✓新たな公の施設などのインフラ整備
- ✓単なる備品の購入など地域の活動が伴わない取組
- ✓補助対象者の運営のために充てられる経費 等

地域と市と一緒に
企画を練り上げて
取組を実施！

提案の期限

○年間を通して随時受け付けています

○ただし翌年度に実施したい取組については、

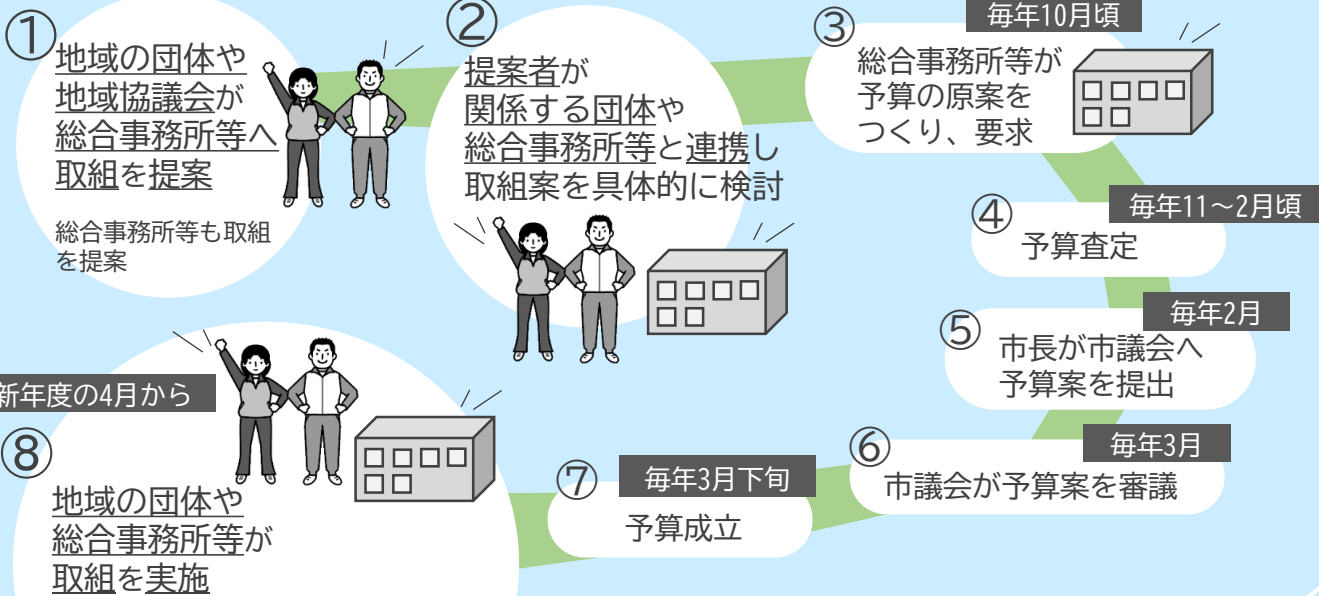
**R7年度から新たに取組む事業は8月末まで、R6年度以前から
継続して取組む事業は9月末までにご相談ください**

※取組内容の調整が生じる場合もあるため、お早めのご相談をお願いします

提案の方法

取組を行いたい地域自治区の総合事務所又はまちづくりセンターに
お問い合わせください ※電話、窓口、郵送、メールも対応しています

提案から実施までの流れ



提案・問合せ先

地域自治区	事務所	電話番号等	地域自治区	事務所	電話番号等
高田区 金谷区 三郷区 和田区	南部ま づくりセ ンター	雁木通りプラザ内 ☎ 025-522-8831 ✉ nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp	安塚区	安塚区総合事務所	☎ 025-592-2003 ✉ yasuzuka-ku@city.joetsu.lg.jp
新道区 春日区 諏訪区 津有区 高土区	中部ま づくりセ ンター	市役所第二庁舎 ☎ 025-526-1690 ✉ chubu-machi@city.joetsu.lg.jp	浦川原区	浦川原区総合事務所	☎ 025-599-2301 ✉ uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp
直江津区 有田区 八千浦区 保倉区 北諏訪区 谷浜・ 桑取区	北部ま づくりセ ンター	レインボーセンター内 ☎ 025-531-1337 ✉ hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp	大島区	大島区総合事務所	☎ 025-594-3101 ✉ oshima-ku@city.joetsu.lg.jp
			牧区	牧区総合事務所	☎ 025-533-5141 ✉ maki-ku@city.joetsu.lg.jp
			柿崎区	柿崎区総合事務所	☎ 025-536-2211 ✉ kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp
			大潟区	大潟区総合事務所	☎ 025-534-2111 ✉ ogata-ku@city.joetsu.lg.jp
			頸城区	頸城区総合事務所	☎ 025-530-2311 ✉ kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp
			吉川区	吉川区総合事務所	☎ 025-548-2311 ✉ yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp
			中郷区	中郷区総合事務所	☎ 0255-74-2411 ✉ nakago-ku@city.joetsu.lg.jp
			板倉区	板倉区総合事務所	☎ 0255-78-2141 ✉ itakura-ku@city.joetsu.lg.jp
			清里区	清里区総合事務所	☎ 025-528-3111 ✉ kiyosato-ku@city.joetsu.lg.jp
			三和区	三和区総合事務所	☎ 025-532-2323 ✉ sanwa-ku@city.joetsu.lg.jp
			名立区	名立区総合事務所	☎ 025-537-2121 ✉ nadachi-ku@city.joetsu.lg.jp

上越市 総合政策部 地域政策課

住 所：〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

電 話：025-520-5672

メー ル：chi-seisaku@city.joetsu.lg.jp



HPはこちら!

令和6年6月改訂